

『(仮称) 練馬区福祉のまちづくり条例について』

基本的考え方

(仮称) 練馬区福祉のまちづくり条例検討委員会

平成 20 年 10 月

報告に当たって

（仮称）練馬区福祉のまちづくり条例検討委員会（以下「検討委員会」）は、学識経験者委員、（仮称）練馬区福祉のまちづくり条例区民懇談会（以下「区民懇談会」）選出委員、交通事業者、東京都（関係行政機関）職員で構成され、本条例の策定に向けた「基本的考え方」をとりまとめるために、平成19年6月に設置されました。

検討委員会での検討に先立ち、区民懇談会では、生活者や施設利用者の視点から、日頃感じている身近な問題や課題を出し合い、課題の解決に向けた方針（方向性）等について検討し、その結果を「区民懇談会の提案」としてとりまとめ、検討委員会に提案されました。

検討委員会では、この「区民懇談会の提案」を受け、本条例の制定に向けて論点となる骨格的な内容を中心に、参考となる練馬区の統計データや現在の区要綱の運用状況、他区市町村の事例等も踏まえながら「基本的考え方」を検討してきました。

この度、こうした検討の成果が「基本的考え方」としてまとまりましたので、練馬区長に報告いたします。

この「基本的考え方」には、7回にわたる検討委員会での議論と10回にわたる区民懇談会での議論を通じて培われた、練馬区民を始めとする関係者の「おもい」が込められています。

区長を始めとする職員の皆様には、今後の骨子案作成や条例化に向けた検討の中で、この「基本的考え方」を十分にご活用いただき、練馬区における“福祉のまちづくり”の前進が図られるような条例が制定されることを期待しています。

平成20年10月

（仮称）練馬区福祉のまちづくり条例検討委員会
委員長 高橋 儀平

<目 次>

I 『基本的考え方』の検討に当たって	3
1 条例検討の背景	3
2 条例検討の方向性	4
II 『基本的考え方』	6
1 条例の目的と性格等について	6
2 バリアフリー法で委任されている事項について	9
3 区の条例で独自に定める事項について	13
(1) 建築物等の規制誘導方策について	13
(2) 既存の建築物等に対する施策について	16
(3) 道路、公園、公共交通施設の基準について	19
(4) 住民にとって身近な地区を単位とした福祉のまちづくりのあり方について	21
(5) 区の特성에あった区独自の施策について	23
(6) その他の必要事項について	26
参考資料	
◆ 検討委員会名簿	27
◆ 検討委員会等の体制	28
◆ 検討委員会等の経過	30
別冊資料 練馬区の統計（抜粋）	

I 『基本的考え方』の検討に当たって

1 条例検討の背景

(1) バリアフリー法の制定

国は、平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」）を制定して、高齢者、身体障害者等が建築物等の出入口・廊下等を円滑に利用できるための措置について、建築主に努力義務を課した。

その後、少子高齢化等の社会構造の変化や、人権意識の浸透等が進み、平成12年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」）が施行され、平成15年にはハートビル法が改正された。

平成18年12月にそれまでのハートビル法（不特定多数の人等が利用する建築物のバリアフリー化）と、交通バリアフリー法（公共交通機関や駅周辺のバリアフリー化）が統合され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」）が施行された。

このバリアフリー法は、これまでとすれば施設単体のバリアフリー化に留まり、移動の連続性が図られてこなかったことから、地域のバリアフリー化を図ることなどを目指したものであり、このバリアフリー法に対応した条例が求められている。

(2) 「練馬区福祉のまちづくり整備要綱」の条例化

東京都は、平成7年に「東京都福祉のまちづくり条例」を制定し、ハートビル法で対象としていない建築物や道路、公園等に対象を広げ、またハートビル法よりも対象とする建築物の規模を引き下げるなどにより、バリアフリー化を進めてきた。その後、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（以下「東京都建築物バリアフリー条例」）の制定や「東京都福祉のまちづくり条例」の改正等により、すべての人が社会参加できるような移動等の円滑化を目指し、バリアフリー化を一層進めているところである。

練馬区では、平成5年に「練馬区福祉のまちづくり整備要綱」を策定し、建築物等のバリアフリー化を進めてきた。

バリアフリー法では、地方公共団体は地域特性に応じて、建築物や路外駐車場の移動等円滑化基準など、条例で必要な事項を付加することができることとなっている。

バリアフリー法の施行を受け、東京都の条例等との整合も図りつつ、より実効性を高め施設等の円滑な利用を進めるために「要綱」を見直し、新たな整備基準や協議の手続などを条例に定めることが必要となっている。

(3) 参加や協働による仕組み作り

練馬区では、これまでも様々な分野で区民参加によるまちづくりが進められてきた。

たとえば、平成 18 年 3 月に策定した「練馬区福祉のまちづくり総合計画」に基づき、福祉のまちづくり 200 人モニターや福祉のまちづくりを推進する区民協議会を設立するなど、区民との協働による仕組みで福祉のまちづくりが進められている。

福祉のまちづくりをさらに推進するために、区民参加を一層進め、条例を考える過程から区民や関係機関・団体と区が協働で取り組むことが必要となっている。

(4) 地方分権の推進

平成 11 年に制定された地方分権一括法により、地方自治体の事務の範囲が広がり、地方分権が進展している。

こうしたなかで、地域固有の課題を解決し、地域特性に応じた練馬らしいまちづくりを進めていくために、区独自の条例が必要である。

2 条例検討の方向性

(1) 福祉のまちづくりについて

誰もが住みやすく、自由に行動できる社会を目指していくことを基本とし、主に以下のような内容に基づく“福祉のまちづくり”を進めることが必要である。

ア ユニバーサルデザインの視点を踏まえ、すべての人の社会参加を促進するため、生活環境の整備を図る。

イ 建築物等のバリアフリー整備について、その基準や手続等を明確にし、着実に地域社会のバリアフリー化を進める。

ウ すべての人が、互いの人権を尊重し、自立し相互に支えあう共生社会を実現するため、互いの状況を理解する意識の醸成を進める。

エ 区民、事業者等、区それぞれの責務を明確にし、地域社会を構成するそれぞれの主体が連携、協働してまちづくりに取り組むことを明確化する。

(2) 条例検討に当たっての基本的視点

ア バリアフリー法に基づく、建築物等の整備に関する条例

バリアフリー法に基づき、ユニバーサルデザインの観点から、建築物や路外駐車場の整備のあり方について検討を加え、それぞれの対象ごとに相応しい整備の基準などを定める。

イ 区民等の参加について

対象となる施設や建築物のバリアフリーを推進するために、整備内容の検討や提案などへの区民等の参加について検討する。

バリアフリー法に基づく移動等の円滑化を図るべき「重点整備地区」、それよりも限られた範囲の地区での面的な整備などにおいて、区民等の参加の仕組みについて検討する。

ウ 区独自の基準や手続

土地利用や開発・建築等に関する基準や手続を定めている「練馬区まちづくり条例」(平成18年4月施行)と連携しつつ、練馬区の現状や課題、利用者のニーズなどを踏まえながら、建築物・路外駐車場、道路・公園などに関する区独自の整備基準、ガイドライン、事業者等との協議の手続きなどを検討する。

エ 実効性を高める工夫

実効性のある条例とするための工夫の一つとして、東京都福祉のまちづくり条例の手続や練馬区福祉のまちづくり整備要綱に基づく手続の簡素化、そして区の特性に応じた協議のあり方について検討する。

併せて、条例の内容や目的を区民等に広く知ってもらおう工夫、条例を守り育てていく意識が高まるようにするための工夫などについても検討する。

II 『基本的考え方』

1 条例の目的と性格等について

(仮称)練馬区福祉のまちづくり条例を制定するに当たり、この条例の目的や性格を検討する必要があるとともに、それに伴って、福祉のまちづくりを進めるに当たっての基本的な理念、区、区民、事業者等の責務等を定める必要がある。

その際、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすい」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、バリアフリー法および同法に基づいて区に委任されている事項の活用にあわせ、区の特性に応じた独自の施策や地域社会の取組等について制度化する必要がある。

(1) 目的・主旨

ア 条例制定の目的

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすい」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、練馬区の地域特性に基づき、以下の事項について定めることが必要である。

(ア) バリアフリー法で区に委任されている事項

(イ) ユニバーサルデザインの考え方に基づいた基準、建築物等の手続およびその他の事項

イ 条例の主旨

以下のような主旨を踏まえ、条例の基本理念について定めることが必要。

(ア) 誰もが公平に社会参加でき、安全で安心して暮らし続けることができるまちづくりを進める。

(イ) 身近な地域でだれもが自立して暮らせる生活を目指すこと。

(ウ) 福祉のまちづくりを実現するために、区民等、事業者等、区の3者が連携、協力すること。

(2) 責務など

ア 責務

(ア) 区民等の責務：福祉のまちづくりへの理解と推進、区の施策への協力、整備された施設の利用の妨げとなる行為の禁止など

(イ) 事業者等の責務：福祉のまちづくりへの理解と推進、区の施策への協力、安全かつ円滑に利用できるための措置の努力など

(ウ) 区の責務：総合的な施策の実施、区民等の参加および区民等の活動への支援など

(エ) 連携、協力：相互に連携、協力して、一体となって福祉のまちづくりの推進に努める

イ 施策

福祉のまちづくりを総合的・計画的に推進するための基本方針について規定することを検討する必要がある。

ウ 条例の名称について

(ア) 既存のまちづくり条例との混同をさけ、わかりやすい名称にする必要がある。

(イ) 限定的な対象・取組という誤解を与えないような工夫が必要である。

【区民懇談会の提案】

【17の原則】（区民懇談会の提案において、条例を検討する際に重要となる事項を17に整理した視点のこと）

- ・安全・安心 防災・防犯の視点も踏まえる。
- ・区民・事業者との連携を図りながら解決していく。
- ・UD（*1）の考え方にもとづく対象（「ヒト」「モノ」）を設定する。
- ・条例はみんなで育てることが大切

【基本理念】

- ・すべての人を対象とした条例として検討していくことが大切
- ・一人ひとりが尊重されるために、相互理解を広げていくことが大切
- ・社会参加や自立の機会をさまたげない公平な生活環境をつくっていくことが必要
- ・住みやすいまち、やさしいまちとは相手を理解することから始まる。
- ・区民・事業者・区の役割と責務の明記
- ・相手を理解することでやさしさや思いやりが育まれる。
- ・多様なニーズについて正しい理解をしていくことが大切
- ・無理なく着実に、PDCA（*2）を進め、スパイラルアップ（*3）を図っていくことが大切
- ・同じ障害でも個人によって状況は異なる。
- ・障害でひとくくりにせず、それぞれの状況を理解することが大切
- ・当事者の参加も含め多様な人が参加することで、福祉のまちづくりに関する参加と実践をつうじて気づきが促され相互理解が深まる。
- ・「練馬らしさ」をふまえた条例にしていく必要がある。
- ・条例の表現は厳格に。条例の主旨は、子どもたちにも伝わる誰にでもわかりやすいこと、みんなが学び育てる条例であることが大切
- ・条例の名称について、福祉とまちづくりの両方の意味があり、福祉という枠組みで良いか、もっと普遍性のある表現としていくかどうか。

（*1）UD [ユニバーサルデザインの略語]

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

（*2）PDCA

Plan、Do、Check、Actionの頭文字を揃えたもので、計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action）の流れを次の計画に活かしていくプロセスのこと。

（*3）スパイラルアップ

具体的な施策や措置の内容について、施策に関係する当事者の参加のもと、検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって段階的、継続的な発展を図っていくこと。

2 バリアフリー法で委任されている事項について

バリアフリー法では、つぎの事項について、地方公共団体の条例に委任することができるとしている。整備すべきものについては、以下の規定を利用し、基準等を定めて規制することが必要である。

- 第11条第3項に基づき、路外駐車場について、「路外駐車場移動等円滑化基準」に条例で必要な事項を付加することができるように規定している。
- 第14条第3項に基づき、① 特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加すること、② 特別特定建築物について、条例で、第1項の政令で定める規模未満で別に定めること、③ 建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができるように規定している。

(1) 路外駐車場における基準の強化について

- ・ バリアフリー法が対象とする特定路外駐車場の届出先は現在、東京都である。
- ・ 都は、建築物に付属する駐車場については、通路等の有効幅員や屋外の傾斜路の勾配などの基準を条例で強化している。一方、特定路外駐車場の基準については、条例で強化していない。
- ・ 全国的にも、路外駐車場について委任事項を設けている例は見られない。
- ・ 練馬区において、国基準より規制を強化する基準を設定することについては、上記の現状を踏まえて、国基準では目的を達成できない区の地域性を明確に反映したものとする必要がある。
- ・ 従って、委任事項として規制を強化するのではなく、自主基準により、例えばゆったり駐車スペース（通常の駐車スペースよりやや大きめの駐車施設）の設置を可能な限り求めていくなど、だれもが使いやすい駐車場の整備を促進していくことが現状では妥当と考える。

(2) 建築物における条例で定める付加について

ア バリアフリー法および東京都建築物バリアフリー条例が定める対象や基準に付加する際、考慮すべき視点について

- ・ 練馬区の実地性については、住宅都市ということが挙げられる。
- ・ 区の全体面積のうち約6割が宅地面積となっており、また、約6割の世帯が共同住宅に居住している。
- ・ 基本的に都心方面への通勤、通学者が多く、東京都の予測では、昼間人口指数

が平成 32 年まで周辺区市の中で最も低い水準で推移すると予測されている。

- ・ 農地を含む緑被率も 23 区で一番多くみどり豊かな環境である。
- ・ 区の総人口に占める高齢者人口の割合について、東京都の予測では、周辺区市の中で最も急激に増加すると推計されている。
- ・ 障害者の人口も増加傾向で推移しており、今後も増加すると予測される。
- ・ 特別特定建築物の追加や対象規模の引下げに当たっては、上記の地域特性を踏まえて検討する必要がある。
- ・ 基準の付加または強化については、安全で安心な施設の利用、子育て支援等を促進する観点を踏まえて検討する必要がある。

イ 特別特定建築物の追加の必要性の有無について

- ・ 区が条例で特別特定建築物を追加することができる根拠規定は、バリアフリー法第 14 条第 3 項による。
それには、区の自然的社会的条件の特殊性により、法が規定する基準のみでは、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合とされている。
事務所等の特定建築物について、区で追加すべき地域性があるとは直ちにいい難い。
また、区内には比較的小規模の物件が多く、特別特定建築物に追加して基準を強化することは事業主等の過度の負担につながると懸念される。
- ・ よって、これらの用途については、自主基準によりバリアフリー化を促進することが現状では妥当と考える。

ウ 特別特定建築物の対象規模の引下げについて

- ・ 前述のとおり、練馬区は住宅都市であり、共同住宅に約 6 割の世帯が居住しているという地域特性を踏まえ、共同住宅の対象規模の引下げについて検討が必要である。
- ・ また、日ごろの生活に視点を置いたバリアフリー化の促進が重要である。よって、地域生活に密着した用途である飲食店、サービス店舗、物品販売店舗、診療所等については、その対象規模の引下げについて検討が必要である。
- ・ ただし、適用する整備基準については、利用者等への配慮とともに、規模の引下げに伴う建築主の負担が過重とならないことを考慮する必要がある。

エ 建築物移動等円滑化基準の強化について

- ・ 安全・安心の観点から、エレベーターのかごの中が見通すことができるガラス窓を設置するなど、安全で安心な施設の利用を可能にする視点を盛り込む検討が必要である。

- ・ 子育て支援の観点から、トイレ内にフィッティングボード等の設備を設けるなど、多様なニーズにも対応できる基準も併せた検討が必要である。
- ・ 就労支援の観点から、就労を促進させる具体的なハード整備の基準とは何かという社会的な共通認識が現状では確立していないため、バリアフリー法で委任されている事項に付加することは困難であり、自主基準の中で工夫を図ることを検討する必要がある。

【区民懇談会の提案】

【17の原則】

- ・最低基準と望ましい基準の2つの基準
- ・安全・安心 防災・防犯の視点も踏まえる。
「透視性のあるエレベーターで、かご内の人の安全がわかるように配慮する。」
- ・UDの考え方にもとづく対象（「ヒト」「モノ」）を設定する。
「公共施設や大規模施設に、保育室や子育て対応施設の設置を検討してほしい。」

【基本理念】

- ・社会参加や自立の機会を妨げない公平な生活環境をつくっていくことが必要

【実効性の確保】

- ・法や東京都の建築物バリアフリー条例では対象とならない建築物やバリアフリーの基準であっても、練馬区では上乘せして適用する必要がある建築物やその基準については、最低基準を委任事項として位置づける。

3 区の条例で独自に定める事項について

(1) 建築物等の規制誘導方策について

建築物や路外駐車場について、バリアフリー法令の規定のほか、福祉のまちづくりを推進させるために必要な条例独自の対象や望ましい基準について検討が必要である。

また、望ましい基準が整備されるような誘導方策についての検討が必要である。

ア 路外駐車場における望ましい基準の設置について

- ・ 路外駐車場については、通路幅や敷地内通路に傾斜路があった場合の勾配の規定などについて、望ましい基準を設定することを検討する必要がある。
- ・ ユニバーサルデザインの観点から、ゆったり駐車スペース（通常の駐車スペースよりやや大きめの駐車施設）の設置を求める等、安全で円滑な乗降につながる基準を検討する必要がある。
- ・ 駐車券発行機や車いす使用者用駐車スペースに対して、雨天時等の円滑な利用につながる基準の検討が必要である。
- ・ 利用者の経路上には、排水溝、集水ます等を設けない等の円滑な移動につながる基準の検討が必要である。

イ 建築物における望ましい基準の設置等について

- ・ 建築物については、現行の東京都福祉のまちづくり条例や練馬区福祉のまちづくり整備要綱を踏まえ、対象と基準について基本的に指導内容に後退が生じることのないようにする必要がある。
- ・ 施設内の設備や備品等の基準については、色や素材の利用を工夫して利便性の向上を図る視点を盛り込んだ指針について検討する必要がある。

ウ 望ましい基準の実効性の確保について

- ・ 望ましい基準については、その実効性を確保するための工夫として事前協議制を採り、建築主等に設置努力を指導する機会を担保すること、またその結果の書面提出と完了検査の規定を盛り込むなど、届出内容を担保する仕組みの検討が必要である。
- ・ 法令の趣旨を逸脱しない範囲においてバリアフリー化の状況を公表する等の手法を含め、実効性の確保を図る一層の工夫についての検討が必要である。

エ 小規模建築物におけるバリアフリー化の促進について

- ・ 小規模建築物について、大規模と同じ水準でバリアフリー化を求めることは、現実的に困難な場合が多い。そのため、整備の基準そのものについて一律に求めるのではなく、指針等により選択できるような柔軟な仕組みが有効と考えられる。
- ・ ハードの整備が不足する部分については、敷地内の段差を解消するため仮設スロープを一時的に設置するなどの設備による対応方法や施設管理者等による介助などの人的な対応等の代替策による小規模建築物のバリアフリー化を促進させる仕組みの検討が必要である。

【区民懇談会の提案】

【17の原則】

- ・必要な情報を分かりやすく伝える。
- ・色彩の対比 明度の差 ふさわしい色が大切
- ・素材を活用して利用しやすさを向上させる。
- ・施設・設備は使いやすい位置に配置する。
- ・連続していることが大切
- ・安全・安心 防災・防犯の視点もふまえる。
- ・1つに固定せず複数の利用方法を追求する。
- ・設計の段階から配慮することが大切
- ・最低基準と望ましい基準の2つの基準

【実効性の確保】

- ・この条例で対象とする建築物については、望ましい基準を自主事項として条例で定める。
- ・望ましい基準の実効性の確保については、事業者に対して区との協議を義務づけ、条例に基づき必要な助言や指導をおこなうことが考えられる。
- ・ユニバーサルデザイン基準（望ましい基準）による評価⇒協議⇒公表⇒罰則の手続き
- ・自主基準の実効性の確保として、ミシュラン方式の評価（「★」印）をおこない、評価結果について公表していくことが考えられる。尚、公表に際しては、わかりやすい方式にする必要がある。
- ・そもそも、ユニバーサルデザインとは、自主基準に達していないからといって罰金などの罰則をかけるという性格のものではない。ただし、自主基準による手続きに従わない場合には、手続きを守ってもらうことが重要である。
- ・手続の中身を担保するために建築物の完了検査が重要になってくるので、条例に位置づける。
- ・小規模施設や既存建築物では、法や条例で定める一定の基準を満たすのが難しい場合が多い。そのため、代替措置として人的対応などハードとソフトの連携が必要になってくる。
- ・例えば、（仮称）ユニバーサルデザイン設計士を条例に位置づけ、一定規模以上の建物をつくる際には、この設計士がチェックをおこなうことも考えられる。

(2) 既存の建築物等に対する施策について

既存の建築物に対するバリアフリー化の促進について、バリアフリー法では、以下のような仕組みになっている。

- ① 新築特別特定建築物について、建築物移動等円滑化基準の適合状況を維持すること。
- ② 特定建築物の建築物特定施設について修繕又は模様替えを行う場合には、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準に適合するよう努力すること。
- ③ ①以外の既存の特別特定建築物については、建築物移動等円滑化基準に適合するよう努力すること。

上記以外の既存建築物については特段の定めはないが、段階的・継続的に建築物のバリアフリー化を促進していくこと、また、既存の建築物の維持管理については重要な課題である。

ア 既存建築物のバリアフリー整備の促進方策について

- ・ 既存建築物のバリアフリー整備助成事業の充実について検討する必要がある。
- ・ 区は、区民、事業者、施設管理者等のバリアフリーに関する意識、理解を高めるため、情報の提供に努める必要がある。

イ 利用者参加による改修時の意見の反映について

- ・ 現実的に、立地や資金等の条件から建築計画に制約の大きい改修時に当たっては、一律な整備基準の適用や新たな施設整備が困難な場合が多い。
- ・ 望ましい整備を図るには、上記の問題を補い、条件に合わせて選択できる工夫を実際の利用に応じて施すことが有効であり、利便性の向上につながると考えられる。
- ・ これまで、施設管理側の意見はもとより、実際に利用する立場の者の意見の反映については、区立施設であっても必ずしも十分ではないと思われる。
- ・ そこで、区の望ましい基準に併せ、利用者の意見をもとに設計していくことの仕組みについての検討が必要である。
- ・ その際、実際に多様な意見が反映するための利用者の選定や専門的な立場からの支援が必要な場合の「専門家」の専門性の認定のあり方、また、完了後の評価等についてその適切な指標等、具体的な実施を通じた十分な検証が必要である。
- ・ そのため、区の先導的役割を踏まえ、当初は比較的制約の緩い一定規模以上の新築区立施設などで事例を重ね意見を反映する仕組みについて検証する必要がある。

ウ 適切な維持管理の確保について

- ・ 区が様々な施設における適切な維持管理に関する普及活動を図るなど、施設管理者の維持管理に関する理解を促進させる必要がある。

【区民懇談会の提案】

【17の原則】

- ・既存施設の改修を促進することが大切
- ・改修・補修や維持管理のしやすさが大切
- ・設計・施工段階以後の備品のチェックも大切
- ・施設整備（ハード）と人的サポート（ソフト）の2つで支える。

【実効性の確保】

- ・小規模施設や既存建築物では、法や条例で定める一定の基準を満たすのが難しい場合が多い。そのため、代替措置として人的対応などハードとソフトの連携が必要になってくる。
- ・具体的には、人的対応が可能なサポーター制度を設け、区として支援することが考えられる。また、サポーターが施設改善の提案などをおこなう方法も考えられる。
- ・社会全体のバリアフリー化の実現のために、公共公益施設の管理者や職員、地区の商店街や学校教育のなかで研修をおこない、サポーターを増やしていく仕組みも考えられる。
- ・継続的に既存建築物の改善を図るためには、施設利用者などの意見を反映することが大切である。そこで、区民の参加できる仕組みが必要である。
- ・たとえば、買い物などの外出時にも気軽に建築物のバリアフリー状況について意見箱をつうじて意見を言える仕組みや、街歩き点検の結果についてネットを使って公表するような仕組みも考えられる。
- ・施設の利用者・購入者、オーナー・管理者、設計士などみんなが知ることで、施設の改善、増築や建替え時の参考となるなどの効果も期待される。その際、バリアフリーの視点から優れた建築物については表彰できる制度を設けることが大事である。

(3) 道路、公園、公共交通施設の基準について

バリアフリー法では、旅客施設および車両、道路、都市公園について、移動等円滑化基準を定めているが、各分野の対象施設や基準については、条例による付加ができるとの定めはない。

一方、東京都は、東京都福祉のまちづくり条例において、当該施設について福祉のまちづくりの観点から一定の基準を定めているが、東京都福祉のまちづくり条例と同等またはそれ以上の規定を区が条例で定めた場合、東京都福祉のまちづくり条例の適用から除外されることとなっている。

これらを踏まえ、区は当該施設について、同等以上の独自の基準を定めることについて検討する必要がある。なお、現在東京都は、東京都福祉のまちづくり条例の改正を検討しているため、改正状況にあわせた検討が必要である。

- ① 国の移動等円滑化基準および都の福祉のまちづくり条例整備基準を踏まえ、だれもが使いやすい「公共的施設」の整備が一定確保される基準とする。
- ② 上記の基準に加え、より細かな配慮を要する事項については、区民懇談会から提案された「17の原則」を踏まえ指針を定めることについて検討する必要がある。

ア 道路

- ・ だれもが安全に安心して移動できるように、道路の改修工事状況等に関する情報提供について一層充実する必要がある。
- ・ 歩道の視覚障害者誘導用ブロックや自転車ストップマーク等の定期的な補修や、視覚障害者誘導用ブロック上や案内板の前などの放置自転車への対策等、道路を適正に維持管理する仕組みが重要である。
- ・ 歩行者の円滑な移動を図るため、エレベーターやスロープなど歩行支援施設は利用者導線を踏まえた整備を行うとともに、道路サインは、その位置をわかりやすく表示し、また、英語以外の表記についても検討する必要がある。
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックについて、連続性の確保とともに、色や規格の統一についても十分配慮して整備する必要がある。

イ 公園

- ・ だれもが安全に安心して公園を楽しむことができるように、遊具等については「遊具の安全確保に関する指針」等を踏まえ適切なリスク管理を行うことや多様なニーズに配慮することで利用者同士の自然な交流が図られるような取組が求められる。
- ・ 整備された特定公園施設等の適正な維持管理について、定期的な点検等により整備水準の確保や施設利用者の満足度等を検証できる仕組みを検討する必要がある。
- ・ 整備基準の検討に際しては、公園すべてに一律に基準を適用するのではなく、

施設の規模や目的、利用状況等に応じて柔軟に対応できるように設定されることが望ましい。

ウ 公共交通施設等

- ・ 駅などの旅客施設の整備・改良に際しては、病院など公共公益施設の立地特性や利用者ニーズ等を踏まえた取組が重要であり、交通事業者や区などが連携、協力して、利用者に一層配慮したバリアフリー化を進めていく必要がある。
- ・ 鉄道やバス、タクシーなどの車両についても、高齢者、障害者などが安全かつ円滑に利用できるように整備を促進する必要がある。
- ・ 公共交通機関での移動が困難な方が安心して利用できる移送サービスを充実する必要がある。

【区民懇談会の提案】

【17の原則】

- ・ 必要な情報を分かりやすく伝える。
- ・ 色彩の対比 明度の差 ふさわしい色が大切
- ・ 素材を活用して利用しやすさを向上させる。
- ・ 施設・設備は使いやすい位置に配置する。
- ・ 連続していることが大切
- ・ 安全・安心 防災・防犯の視点もふまえる。
- ・ 1つに固定せず複数の利用方法を追求する。
- ・ 改修・補修や維持管理のしやすさが大切

(4) 区民にとって身近な地区を単位とした福祉のまちづくりのあり方について

福祉のまちづくりを推進するためには、単体の建築物や公共施設だけでなく、区民にとって身近な地区（＝面）を単位として区民等の参加により「スパイラルアップ」を図ることが必要と考えられる。

ア バリアフリー法での重点整備地区の制度のほか、区民等の参加により地区を単位とした福祉のまちづくりを推進するための仕組みについて

- ・ 区のまちづくり条例では、区民等が主体的に推進するまちづくり手法がいくつか規定されている。
- ・ この規定のうち、福祉のまちづくりをテーマとして事業展開が可能と考えられるものを他の事業等と併せて活用し、面的な整備を促進していくことが考えられる。

イ 区民等の参加への区の支援について

- ・ 区は、福祉のまちづくりの特性を十分に踏まえ、区民等が行う地区の取組に多様なニーズが反映されるよう、適切な支援をしていくことが必要である。
- ・ 区民提案の具体化に当たっては、既存の事業等の活用に留まらず、区民、事業者等との協働を図っていくことが必要である。

【区民懇談会の提案】

【17の原則】

- ・面的整備は地域で取組む仕組みが必要

【面的整備】

- ・面的整備のイメージとして、例えば、小規模施設の集積によって地区として捉え、小規模施設などの整備を進めるような仕組み、目的地までの経路や施設間の連続性を確保することなどが考えられる。
- ・エリアとしては、「住宅地」「商店街」「駅前」または公園や病院などを中心とした「人が集まる場所」などが考えられる。
- ・エリア特性や整備状況によって、面的整備を進める主体が異なるため、その進め方も違うことが想定される。
- ・面的整備の進め方には、区が住民や当事者の意見を聞きながら「モデル地区」と住民自らが発意する「福祉の地区まちづくり」を指定していく2つの方法が考えられる。
- ・区が地区を指定する場合、福祉のまちづくり200人モニターの活用や当事者団体などの意見もふまえて検討していく仕組みが考えられる。（モデル地区の指定）
- ・身近な地域の福祉のまちづくりを進めるためには、地域の住民自らが発意し、主体となってかわることが大切。対象とするエリアは、町内会・自治会・商店街単位などが考えられる。（住民発意の福祉の地区まちづくり）
- ・福祉の地区まちづくり計画をつくるまでの進め方としては、例えば、地区の単位で協議会のようなものを立ち上げて進めていくことも考えられる。
- ・協議会のメンバーとしては、地域住民のほか、障害者、自治会、地域福祉の会、福祉施設や医療施設の方々、警察や消防の方々、施設管理者の方々などが考えられる。その際に、障害者等の様々な立場の方の意見をどのように反映するかを検討が必要である。
- ・計画のメニューには、ハード整備に関する内容とソフトに関する内容が考えられる。（例）ハード：地域独自の基準（どこまで可能か）、地域のなかに誰でも休憩可能なベンチの設置など
ソフト：子どもや高齢者を地域で見守る仕組み、災害時の安否を確認する仕組みづくりなど
- ・計画づくりで終わらずに整備後もまちの維持管理をおこなうことも大切である。
- ・区の支援は段階ごとに必要。協議会の立ち上げ、計画づくり、まちの維持管理活動等

(5) 区の特성에あった区独自の施策について

①「相互理解」の促進について

区民等の多様なニーズが反映し、安心して自由に社会参加できるまちづくりを進めるには、区民、事業者等のまちの関係者相互の協働関係が必要である。

そのためには、まず、他者が多様な価値観とニーズのあることを相互に理解し、すべての区民等の基本的人権を尊重して支えあうことが求められる。

②スパイラルアップについて

さらに、段階的かつ継続的な発展を図っていくためには、具体的な施策等について、多様な人の参加のもと、検証し、その結果に基づいて改善策等を講じることが求められる。

③福祉のまちづくりを推進するため区が行う支援について

区と区民、事業者等との連携を図り、この条例で定める内容の実効性を高めるための区の役割として、区の施設の望ましい基準の整備等先導的役割、区民、事業者等の取組への支援等が考えられる。

ア 相互理解を促進するための具体策について

- ・ 相互理解を深めることができるように、区が意識啓発等を推進する規定を設けることが必要である。
- ・ また、区民、事業者等は、相互理解を進めるために、区の施策への積極的な参加や協力するよう努める旨の規定を設けることが必要である。

イ 条例等の継続的な改善について

- ・ 条例規定、ガイドライン、マニュアル等について、スパイラルアップを図っていくことが必要である。

ウ 区の施設の先導的役割について

- ・ 区先導的役割を踏まえ、一定規模以上の新築の区立施設と広域からの利用が想定される一定規模以上の区立公園について、区民等の意見を踏まえたバリアフリー整備を推進する規定を設けることが必要である。

エ 施設整備のプロセスに区民等の意見を反映させる仕組みについて

- ・ 多様なニーズがあることについて社会の認識を高め、また、ニーズに対する工夫を段階的・継続的に改善していくために、区民、事業者等と区が協働し、およびそれぞれが積極的に情報を発信し共有するよう努める旨の規定を設けることが必要である。

オ 区民等の自主的活動の育成・支援について

- ・ 区民等への情報提供や啓発活動を行うとともに、技術的・人的な支援についても必要である。

【区民懇談会の提案】

【17の原則】

- ・区民・事業者との連携を図りながら解決していく
- ・条例はみんなで育てることが大切

【基本理念】

- ・一人ひとりが尊重されるための相互理解
- ・社会参加や自立の機会をさまたげない公平な生活環境をつくっていくことが必要
- ・相手を理解することでやさしさや思いやりが育まれる。
- ・多様なニーズについて正しい理解をしていくことが大切
- ・同じ障害でも個人によって状況は異なる。
- ・障害でひとくくりにせず、それぞれの状況を理解することが大切
- ・当事者の参加も含め多様な人が参加することで、福祉のまちづくりに関する参加と実践をつうじて“気づき(*1)”が促され相互理解が深まる
- ・無理なく着実に、PDCAを進め、スパイラルアップを図っていくことが大切
- ・「参加・実践」⇒「気づき・相互理解」⇒「協働の基盤づくり」

(*1) 他者の多様性を認識し、今まで認識していなかった社会の中のバリアについて新たに気づき、立場の違う方の状況を共感的に理解すること。

【実効性の確保】

- ・継続的に既存建築物の改善を図るためには、施設利用者などの意見を反映することが大切である。そこで、区民の参加できる仕組みが必要である。
- ・たとえば、買い物などの外出時にも気軽に建築物のバリアフリー状況について意見箱をつうじて意見を言える仕組みや、街歩き点検の結果についてネットを使って公表するような仕組みも考えられる。
- ・施設の利用者・購入者、オーナー・管理者、設計士などみんなが知ることで、施設の改善、増築や建替え時の参考となるなどの効果も期待される。その際、バリアフリーの視点から優れた建築物については表彰できる制度を設けることが大事である。
- ・社会全体のバリアフリー化の実現のために、公共公益施設の管理者や職員、地区の商店街や学校教育のなかで研修をおこない、サポーターを増やしていく仕組みも考えられる。
- ・具体的には、人的対応が可能なサポーター制度を設け、区として支援することが考えられる。また、サポーターが施設改善の提案などをおこなう方法も考えられる。
- ・社会全体のバリアフリー化の実現のために、公共公益施設の管理者や職員、地区の商店街や学校教育のなかで研修をおこない、サポーターを増やしていく仕組みも考えられる。
- ・例えば、(仮称)ユニバーサルデザイン設計士を条例に位置づけ、一定規模以上の建物をつくる際には、この設計士がチェックをおこなうことも考えられる。

【面的整備】

- ・区の支援は段階ごとに必要。協議会の立ち上げ、計画づくり、まちの維持管理活動等

(6) その他の必要事項について

その他区民懇談会の提案を受けた内容およびそれ以外の内容で、この条例に定めるべき事項等について

- ・ 他の条例、計画、施策等と適切に役割分担を図りながら、それぞれの特性を生かして一体的に福祉のまちづくりを進めていく必要がある。

◆ 検討委員会名簿

区 分	氏 名	所 属 等	期 間
学識経験者 (福祉のまちづくり)	高橋 儀平	東洋大学ライフデザイン学部教授	
学識経験者 (行政法)	出石 稔	関東学院大学法学部教授	
障害者団体等	岩松 丈彦	練馬区視覚障害者福祉協会	平成 20 年 6 月 18 日まで
障害者団体等	山城 陽子	練馬区聴覚障害者協会	
障害者団体等	丹羽 洋子	育児文化研究所	
交通関係事業者	福田 和昭	西武鉄道(株)鉄道本部計画管理部長	平成 20 年 8 月 7 日まで (異動)
	刈屋 輝彦	西武鉄道(株)総合企画部企画室部長	平成 20 年 8 月 8 日から
建築関係事業者	水野 幸男	(社) 東京都宅地建物取引業協会 練馬区支部	
建築関係事業者	中村 仁	(社) 東京建築士会練馬支部	
町会連合会または 商店街連合会	湯山 茂	練馬区商店街連合会	
区民	植田 瑞昌		
区民	横山 耕治		
関係行政機関	上野 雄一	東京都都市整備局市街地建築部 市街地企画課長	
関係行政機関	宮村 悦子	東京都福祉保健局生活福祉部 副参事 (地域福祉担当)	平成 20 年 7 月 15 日まで (異動)
	花本 由紀	東京都福祉保健局生活福祉部 副参事 (地域福祉担当)	平成 20 年 7 月 16 日から

◆ 検討委員会等の体制

◇（仮称）練馬区福祉のまちづくり条例検討委員会（検討委員会）

（1）役割

条例に規定すべき事項を検討し、その結果を基本的考え方として区長に報告する。

（2）構成

種別		人数
学識経験者		2名
障害者、高齢者団体等から推薦を受けた者		3名
建築または交通関係事業者から推薦を受けた者		3名
町会連合会または商店街連合会から推薦を受けた者		1名
区民		2名
関係行政機関に勤務する職員		2名
総 数		13名
事務局	建築課福祉のまちづくり担当	

◇（仮称）練馬区福祉のまちづくり条例区民懇談会（区民懇談会）

（1）役割

整備基準の見直しや区民参加の仕組みなどを検討し、検討委員会に提案する。

（2）構成

種別		人数
障害者、高齢者団体等から推薦を受けた者		9名
建築関係事業者から推薦を受けた者		3名
町会連合会または商店街連合会から推薦を受けた者		4名
区民		12名
総 数		28名
事務局	建築課福祉のまちづくり担当	

（3）その他

庁内の関係各課の職員や専門のアドバイザーも参加し、区民とともに検討する。

◇ (仮称) 練馬区福祉のまちづくり条例検討専門部会 (専門部会)

(1) 役割

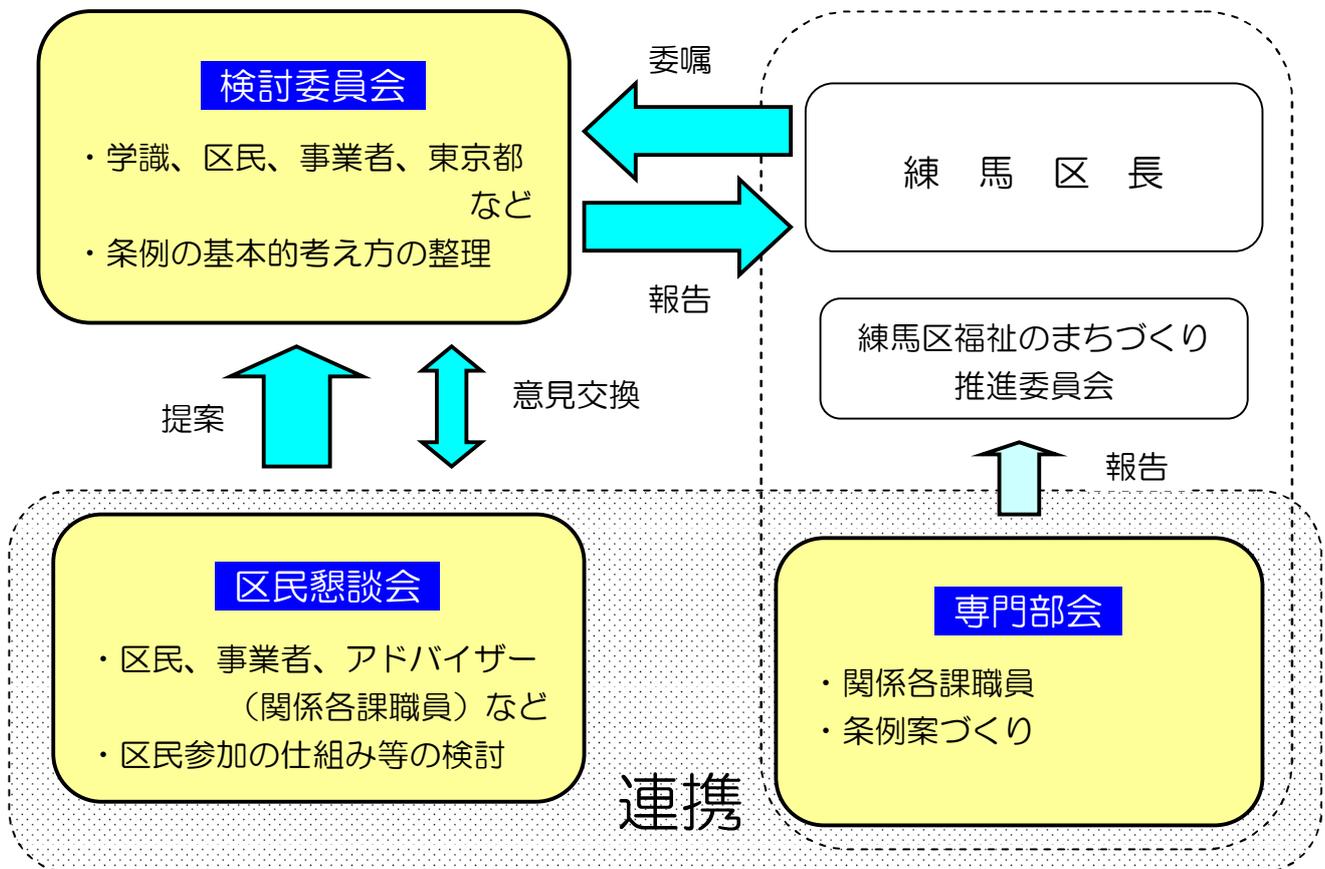
検討委員会の検討報告を受けて、条例案づくりを行う。

(2) 構成

関係各課 (13課)		
文書法務課	都市計画課	土木部計画課
施設管理課	交通企画課	交通安全課
地域福祉課	東部地域まちづくり課	公園緑地課
障害者施策推進課	建築審査課	学校教育部施設課
事務局	建築課福祉のまちづくり担当	

(3) その他

専門部会は、基本的に関係各課の課長および担当で構成する。



◆ 検討委員会等の経過

	区民懇談会	検討委員会	専門部会	推進委員会
平成19年	第1回 勉強会 自己紹介&抱負	第1回 ・趣旨説明 ・区民懇談会の報告 ・検討すべき論点の確認 ・今後の進め方	第1回	
	第2回 勉強会 グループ討議			
	第3回 勉強会 グループ討議			
	第4回 現地調査 課題の抽出	第2回 ・区民懇談会の報告 ・他区市町村の条例のタイプ等の比較 ・区の土地利用、要綱の運用状況の確認 ・条例の基本的な性格について検討		
	第5回 解決の方針 (方向性)		第2回	
	第6回 のまとめ			
	第7回 全体意見交換会 「17の原則」			報告
平成20年	第9回 グループ討議 面的整備、	第3回 ・区民懇談会の報告 ・協議事項の論点整理をもとに検討	第3回	
	第10回 実効性の確保、 基本理念			
	第11回 区民懇談会の提案 提案の内容について	第4回 ・「区民懇談会の提案」の受けとめ ・『基本的考え方』の検討・とりまとめ	第4回	報告
	区民懇談会の提案		第5回	
			第6回	
			第7回 「基本的考え方」の確認	第7回
		区長に「基本的考え方」を報告		